

議案第45号 小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の改正を受け、扶養親族のある消防団員等の補償基礎額にかかる加算について、配偶者にかかる加算額を引き下げる一方、22歳に達する年度の3月31日までの間にある子にかかる加算額を引き上げるもの。

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和43年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する公務災害補償(療養補償及び介護補償を除く。)は、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合<u>にあっては</u>、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断<u>によって</u>死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断<u>によって</u>疾病的発生が確定した日において当該消防団員が属していた階級及</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する公務災害補償(療養補償及び介護補償を除く。)は、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には_____、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により_____死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断により_____疾病的発生が確定した日において当該消防団員が属していた階級及</p>	改正 改正 改正

	び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。	
(2)	消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては <u>8,800円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。	
3	次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断によって疾病的発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については <u>433円</u> を、第2号_____から第5号までのいずれかに該	改正
		改正
		改正
		追加
		改正

<p>当する扶養親族については1人につき217円(消防団員等に第1号に掲げる者がない場合にあっては、そのうち1人については<u>367円</u>)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに<u>満15歳</u>に達する日後の最初の4月1日から<u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「<u>特定期間</u>」という。)にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>当する扶養親族については1人につき217円(消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には<u>300円</u>)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに<u>15歳</u>に達する日後の最初の4月1日から<u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「<u>特定期間</u>」という。)にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>改正 改正</p> <p>削除 追加</p> <p>改正 改正 追加</p>
--	---	---